

いわゆる「野球害毒論」の一考察

木 村 吉 次

I 問 題 の 所 在

ここでの考察の対象は、明治44年(1911年)に行なわれた「野球害毒論」あるいは「野球有害論」と呼ばれてきたものである。まずはじめに、この論争を考察の対象としてとりあげたことの意味について若干ふれておきたい。それは、一応次の2点にあるといえる。

第1の点としては、ごく消極的な意味であるが、このいわゆる「野球害毒論」についてはすでに従前のスポーツ史¹⁾あるいは体育史²⁾等の書によって問題にされてきているけれども、いずれも極めて簡略に扱っているということにもとづくものである。ここに「野球害毒論」の内容に立ち入って検討し、その意義をとらえ直してみる必要があると考えられる。その際あわせて考慮すべきことは、日本のスポーツ(野球)が主として学生・生徒によって担われ、発展させられてきたということ、そして「野球害毒論」の問題化は教育と野球というかたちであらわれてきたことである。それが一層野球に対する教育の立場からの批判あるいは追求を激しくしているのである。この野球の弊害問題というものを考えるとき、近代スポーツの祖国あるいは先進国であるイギリス、アメリカにおいてはやはり苦い経験を持っているのである。その対策を真剣に樹てようとする努力も払われてきたのであるが、そのようなものの一つのあらわれとしてはカーネギー財団の大規模な研究調査³⁾にもみられる。

このような事情に照らしてみると、わが国における野球(あるいはスポーツ)の弊害問題を各国と比較し、その共通な性格や特異な面を明らかにしたり、またそのような弊害を発生させたり、特質を付与している条件というものを解明することは、一つの研究課題たり得る。しかし、小論

は、直接このような課題に迫ろうとするものではないので、ここでは「野球害毒論」の一般的理解に資する範囲内でふれることにする。

そこで、第2の点であるが、この「野球害毒論」といわれる論争を検討してみると、各論者の見解に野球（あるいはスポーツ——必ずしも一致しないが）の受容の仕方がみられるということである。そのために、「野球害毒論」は日本人の近代スポーツの受容の仕方を究明していく上で好個の資料ともなっているのである。それは、戦後における学校体育の大きな転換の結果、体育内容の根本的改革、すなわち大幅なスポーツ教材の導入（＝体育内容のスポーツ化）がみられたこと、そして今日では、体育の教材を「運動文化」として認識していこうとする動向が生まれていることなどを考えるならば、この日本人の近代スポーツの摂取や受容の問題に対する歴史的な考察が不可欠のものとなるのである。この小論は、かかる視角を以て「野球害毒論」を検討しようと試みるものである。したがって、それはより思想史的な問題への接近方法に傾斜しているといえよう。

- 1) 日本体育協会編『スポーツ八十年史』昭和33年、490ページ。
弓館小鯛「野球五十年」『日本の歩み五十年』昭和26年、254ページ。
- 2) 真行寺朗生・吉原藤助『近代日本体育史』昭和3年、231ページ。
竹之下休蔵『体育五十年』昭和25年、87ページ。
- 3) Cf. The Carnegie Foundation for The Advancement of Teaching ;
Bulletin Number Eighteen, Games and Sports in British Schools and
Universities, 1927; Bulletin Number Twenty-three, American College
Athletics, 1929; Bulletin Number Twenty-six, Current Developments in
American College Sport, 1931; etc.

II 「野球害毒論」の過程

野球の弊害問題の指摘、あるいは批判というのは、決してこの「野球害毒論」にはじまるものではない。野球害毒論の火つけ役を果たした、東京朝日新聞（以下「東京朝日」と略称する）は、すでに野球に対してはしばしば批判的な記事を掲げていたのである。明治43年秋には「野球の興行

化」ということで、早慶選手の服装の華美と精神的墮落とを攻撃し、明治44年春には、「亀さん物語」で一慶応選手の私行を非難し、さらに8月には「野球界の諸問題」と題して、(1) 入場料と野球渡米、(2) 極端なる学校広告、(3) 興業化と虚栄心、(4) 洋行か国外興行か、というように4回にわたって連載し、野球に対して厳しく追求している。¹⁾

このような一貫した野球に対する批判的態度をとってきた「東京朝日」は、明治44年8月29日に「野球と其害毒」の題下に「近年野球の流行盛なるに従ひて弊風百出し青年子弟を誤ること多きを以て本紙は屢其真相を記して父兄の参考に供する所ありたり 然るに野球に狂せる一派の人々は本紙の記事が己に便ならざるを以て種々卑劣なる手段を以て本社に妨害を為し或は担当記者に対して迫害を加へんとす 然れども本社が青年の前途に対する忠実な憂慮は此に依って益切ならざるを得ず 茲に数名の記者を派して教育に關係ある先達の公平なる意見を聞き以て最後の鉄案と為さんと欲す」²⁾ (以下傍点筆者) と告げて、教育家の意見を掲載することになったのである。これは、9月19日まで連載されるが、この「東京朝日」のキャンペーンが開始されるや早くも、9月1日に東京日日新聞 (以下「東京日日」と略称する) は「学生と野球」の題名で、これも同月24日まで連載し、また9月3日からは読売新聞 (以下「読売」と略称する) がやはり「問題となれる野球」と題して同月24日まで連続してとりあげているのである。こうして、「東京日日」および「読売」の立場は「東京朝日」への反論のかたちをとっていたのであり、ここに非常に広汎な論争になった。この「野球害毒論」に対して大きなスペースを割きエネルギーを注いだのは、上記3紙であるが、それはさらに各紙にも反響を及ぼしている。国民新聞は「野球の利害」の題で掲載しているし、万朝報は「野球問題」と題して社説で扱い、大阪朝日新聞は日曜付録「野球号」において問題にし、報知新聞もまたこれにふれているという有様であった。ただ時事新報のみは、野球界特集などをしながら野球害毒論は黙殺してしまっている。³⁾

「東京朝日」の「野球と其害毒」という題が、その後この論争を「野球害毒論」と呼ばせる起源であったと考えられるが、ともかく、それはジャー

ナリズム界にこのように大きな波紋を描いたのであり、このためにまた相当多数の教育家や識者が動員されたのである。そして、この論戦は紙上に限られず、演説会にまで発展している。9月17日読売新聞社主催で「野球問題大演説会」が開かれているし、また同23日には天狗倶楽部主催で「野球事件演説会」が催されたのである。

次に以上のような経過と規模で争われた「野球害毒論」の内容に立ち入って考察しなければならないが、その前に当時の新聞の影響力や評価を知る上で若干参考になることをあげておく必要がある。それが以下の問題への理解にも資すると思う。

当時の新聞界は、日露戦争後の非講和問題のために異常な動揺をきたしたが、明治44年頃には形勢がほぼ安定してきていたとされるが、その発行部数についてみると小野秀雄氏の推定では次のような情勢にあった。⁴⁾

大阪朝日	35万	東京日日	} 4~5万
大阪毎日	32~33万	読売新聞	
報知新聞	20万	都	
東京毎夕新聞	20万	中 央	} 2~3万
国 民	} 15~17万	日 本	
や ま と		東京毎日	
万 朝 報		世 界	
東京朝日	8~9万	(二六の後身)	} 2~3万
時事新報	3~4万	中 外 商 業	

しかし、新聞の影響力の大きさはその発行部数とは一致していない。「当時最も社会に重きをなした新聞は大阪においては大阪朝日および大阪毎日、東京においては時報新報、東京朝日、万朝報であった」⁵⁾とされている。なかでも、この「野球害毒論」に関係ある新聞では、東京朝日、時事新報は知識階級を読者層にしていたものであり、万朝報は教育家・学生に読まれたものであることに注目しなければならない。

1) 東京朝日新聞、明治44年8月20日—24日。

2) 同 上、明治44年8月29日。

3) 弓館小鱗「野球五十年」(前掲書、255ページ)は、この論戦に参加したものとして、『武俠世界』をあげている。これは雑誌と思われるが筆者は今回あた

ることができなかつた。しかし、その読者層及びそれのもつ影響力を考えると、新聞紙に限って考察しても大きな支障はきたさなまいと思う。

- 4) 小野秀雄『日本新聞発達史』大正11年、316～317ページ参照。
- 5) 同上、318ページ。

Ⅲ 「弊害」批判の論理

この「野球害毒論」に際しては、実にさまざまな見解が提出されている。たしかに、この論争においてミリタントな態度をとり続けた東京朝日に掲載された意見は、多く批判的態様の強いものであったし、それに反して東京日日や読売の紙上には批判以上に積極的に野球を擁護していこうとする態度をとる見解が多くみられた。けれども、このことから直ちに前者は野球に対する否定論であり、後者は肯定論であると受けとることは大きな誤りである。前者においても野球そのものの価値を認め、健全な発達を図ろうとする意見は相当広くみられるのであるし、後者においても、弊害は事実問題として認め、それを克服して野球を擁護していこうとする立場が大部分である。したがって、一部少数の論者を例外とすれば、野球の弊害の認識はこの論争において公約数として存在していたことになるのである。つまり、野球の隆盛に伴って発生し、進行しつつある弊害の除去という点ではほとんどの論者が一致していたのである。

それでは、何故に論争の様相を呈し、東京朝日の記事あるいはそこに表明された見解に対して激しく反論し、批判演説会の開催のようなものにまで発展したのであろうか。それは、東京朝日の態度およびそれに掲載された野球の弊害批判が、一面において野球そのものの批判あるいは排斥の空気をもっていたからであり、他面では弊害としてあげられた事実を正しく弊害であるとみるか否かということにおいて差異があり、しかもその問題解決の方向が異なるということにあったのである。しかし、実際には野球そのものの否定論者は極めて少数なので、ここでは次に、この弊害の事実認識とその批判の論理をみてみよう。

東京朝日は、紙上に掲載した談話およびそれ以外の回答（中等学校の校長以上の人々からの）を総括し、分析しようとしている。ここでは、結果について「野球の教育上に及ぼす弊害は、其利益よりも多大である事を確実に証拠立つるに至ったのである¹⁾」と結論づけているが、さらに続いて有害だとみるものについて、その弊害としてあげたものを次のように整理している。すなわち、(1) 多大の時間と場所を要する欠点があること、(2) 興味ある丈熱中し易くしたがって学業成績不良に赴くこと、(3) 粗暴に流れ虚栄に傾き酒食に耽り品性劣悪に傾くこと、(4) 少数の選手に依って広い運動場を占有され一般学生の運動を妨害すること、(5) 近時流行の応援の如きも一校の学生をして不規則不真面目に陥らしむること、(6) 身体の発育に不自然を来し往々肋膜炎、神経衰弱、不具となりたる実例多きこと、等である。

しかし、ここにあげられた6つの点で、各論者のあげている弊害がすべて尽されているわけではないのであって、この他にも、入場料徴集、学校広告、海外遠征などの諸問題、すなわち、すでに東京朝日が「野球界の諸問題」の題で指摘していた問題と同じものをあげているのも多くみられるのである。

これらは、東京朝日がこの「野球と其害毒」の特集の頭初に提起していたように、野球と教育というかたちで論議されているのであり、その際の判断の大きな枠組は、それぞれの論者の教育理念や学生像である。このようにして考察すると、批判論は次の3つの類型に集約されるように思われる。

〔I〕 その第1の型に属するものは、論者の理想とする学生像を破壊するものとみる立場である。これは上述の判断基準に最も密着したものであって、学生・生徒の知的・道徳的・身体的諸側面における弊害を指摘するものである。例えば、学業成績の低下、品行墮落、身体発達の障害などがあげられる。とりわけここで問題なのは、「学生らしさ」とかあるべき学生像というものが、どのように考えられているのか、ということである。そのためには「服装の華美」とか「入場料徴収」に対する見解をみると明らかになる。

前者についてみると、「自分等の若き頃、盛に野球を遣った時代は現今の様な皮の手袋などは嵌めず素面素小手素裸で後鉢巻の手拭に僅かに眉間を覆ふた位のもの、偶鞞丸の前を小布団様なもので当て蔽ひをする者があると『何んだ貴様其麼弱い真似するな』と冷笑したもの、然るに近頃は手袋、鞞丸当は勿論の事胸当から面覆甚だしきはボールマン迄が手袋を嵌め果てはミットが重いなぞとまで種々贅沢品を選ぶ扱は揃ひの運動服、夫も春夏秋冬四季によりて服地も違へば色合も異にしたのを選ぶその費用は部の負担にすといふやうな驕奢華美な風と共に生徒は互に余計な負担をするといふ情態になり来れり」²⁾とするのや、「……又選手の華美にして而も不規律なる風体などは確に日本青年の特色を破壊するものである」³⁾と主張するのや、また「……虚栄心の結果服装拳止等の浮薄に流るゝ弊あり」⁴⁾とされているのである。そして、この華美なる服装の流行ということについては、「何しろ実忌むべき流行で蚤カラだと云はれても一高の様な飾らぬ男らしい点に学生の価値はあると思ふ」⁵⁾とする見解がある。

一方、後者についてみると、「早慶両大学に於て遙々外国までも遠征をなし木戸銭を取りて興行的にすることは如何なる弁疏を以てするも遊戯其物の評価を第一に押し下げ且遊戯者を如何にも賤劣に見えしむることは一目十指の定評」⁶⁾であるというのや、「……学生が木戸銭を徴して其運動を公衆に見物せしむることは学生の気品を傷くこと是れより多大なるはなしと思う」⁷⁾と述べているのがある。この点で東京朝日記者は「学生が入場料を取って公衆に見せる、誰にでも聞いて見よ善い事だと云ふものは凡そ一人もあるまい（中略）……入場料を取って見物させると云ふ興行的心持が学生の徳性の上に及ぼす影響は決して良好なるものではない此位の明白な理が学校側にも解らぬ筈はないのだが何しろ私立学校の事で生徒がお客様で勢ひが可いもんだから取締が附かぬと思はれる（中略）興行して儲けた金で運動器具を買ひ旅費の補助に迄して夫で学生らしいと云って褒められようか」⁸⁾と激しい非難を浴びせていたのである。ここで批判の矢面に立たされているのは私学であるが、それは次のような記事によって一層顕著に認められる。「私立学校も斯の如く墮落し来っては青年を毒すること決

して僅少でなく実に教育界の一大事業である 此点になると各官立の学校は余程善良な点がある 一高は学生が強いて蛮襟を衒ひ粗暴で……学生らしからぬ事があっても比較的選手に元気があり服装も粗悪で時代後れと云ふ非難はあり乍ら学生として却々に頼もしい、且此校の選手は何々倶楽部と云ふ様なものを組織して或者に利用されるとか入場料を取るとか云ふ様な弊風がなく只運動の為に只愛校心の為にのみして学校側にも選手を利用しようと云ふ考へもなく如何にも学生らしい又学校らしい状態にある⁹⁾として、イートンのサッカーの歴史の美しさということと共に、一高並びに学習院の「健児」はその上品さを失ってはならない、と語っている。

こうして、ここに「学生像」の一つの理想が明らかにされているのである。このことは、さきの服装の華美とか入場料徴収などが、「虚栄心」「浮薄」「賤劣」などという言葉で非難されていたことと対比して考えるとき、「質実剛健」とか、「犠牲的精神」などが賞揚される「武士的モラル」の系譜に属するものが支えとなっていることが理解される。¹⁰⁾ 野球史上でみると、明治35年を頂点とする長く続いた「一高時代」は、明治37年に一高が早稲田、慶応に相続いで敗れ、「早慶時代」に入っていた。¹¹⁾ したがって、野球の中心は早慶にうつり、それ故に注目の的となっていたわけである。こうして、早慶の両私学を先頭として学生野球が新たな段階に入っていたことを意味していたのであるが、¹²⁾ それが一高流の野球とは違った状況を呈していたことに他ならない。したがって「武士的モラル」と内面的な結びつきをもつ一高流の野球、その学生像を基準とすれば、この新たな状況は批判の対象にされるべきものとして眼に映ずることは当然の帰結であったといえる。

しかし、ここで注意しておかなければならないことは、この立場からの野球批判の中にはさらに野球そのものを排斥する立場と、野球そのものの存在理由＝価値を承認する立場とが含まれているのである。この前者の立場に立つときは「一体小生は野球なるものは全くヤンキー専属の遊戯の様に解して居り候辺際もなき広野に行はるべき所謂新開地殖民的の娯楽と心得居り候……之を遷して吾邦に行はんとするは全く国土人情をも考へざる

所業とよりは思はれ申さず候」¹³⁾とか、「私は野球の弊害を述べる代に中学生に柳生流の撃剣乃至普通撃剣を勧めて野球の如きハイカラ遊戯を駆逐したい」¹⁴⁾というような見解をとる。このように、この立場では武道の価値を高く評価することが多い。武道（柔道・剣道）は、「軽佻浮薄の風」や、「虚栄心」を圧えると同時に、「尚武の氣」を養い、「胆力」を養うものであるとされ、また古来一定の「作法」あり、「精神」に重きを置き、志気の養成に資する、とするのである。この立場はさきの「学生像」を最も強く支えているものである。

後者の立場は、「余は元来野球を以て絶対に不可なりといふに非ず、協同一致の動作、敏捷なる活動等其特長を採り是に日本固有の武士道的精神を注入して日本化？さしめんとするもの也」¹⁵⁾と述べているように、「日本化」あるいは日本の風土に融合させようとするものである。

〔II〕次に、第2の型であるが、それは「体育」の理念の理解を根拠とするものである。これには、2つの主張がある。その1つは、「元来体育は一般にやらすべきものであるから特殊な選手を作(ママ)って試合を行なわしむる如き事はせぬ」¹⁶⁾という意見に代表される。ここには「体育」は「行なうべきもの」という理解が前提となっていて、この体育を本質的に実践性において認識する立場から、選手制度、すなわち少数の「行なう」選手と大多数の「見る」観衆とに分業化することを批判しているのである。これと同じ見解が体育の専門家から提出されている。すなわち、古代ギリシャのオリンピックの例を引用して「所謂スペシャリズムに陥り同国民を統一する所の機関でなく、見世物となって仕舞った、茲に至って特別の専門家、商売人と云ふものが生じ従って弊害百出し、遂に斯く廃頽滅亡して来たのである」¹⁷⁾と説いている。このような体育の本質論が、さきの倫理観、人間像からする professionalism 批判とは異なった1つの視点を提供しているのである。

いま1つのものは何か、というと、同じく体育の本質理解にかかわるのであるが、それは体育は身体形成（発達）を主要な役割とするものである、とする考え方である。しかし、これには論者によって若干の違いが認めら

れる。というのは、体育を「身体形成」の機能に限局しようとするものと、そうでないがこの点を重視するものがあるのである。だが、いずれの場合にも、野球が身体発達（調和的発達）あるいは理想的な形成にとってマイナスに働くものであると主張する点では共通である、「折角学校が体操で作った立派な姿勢を破壊するものである」¹⁸⁾ というのがその例である。また「投球の練習度に過ぎ右背緊縮し遂に年来の志願たる陸軍士官候補生の体格検査に不合格となりたるものあり」¹⁹⁾ というような実例をあげたり、「要するに野球は学生の体育の為には過激になり易く他に適当な運動があることと思う」²⁰⁾ とする見解もみられる。こうして、体育（＝身体形成）の立場からみて有害であるとする論理が成立しているのである。しかし、野球の価値を評価し、積極的に擁護していこうとする立場の人は、この点についてはシリアスな問題とはみていない。

〔Ⅲ〕 さて第3の型はどのような論理に拠っているのか。これは、野球の弊害は事実問題としては認める、といっても、指摘された全ての弊害をそのまま承認するということではないが、その上で野球の正しい発展を図ろうとする擁護的立場である。それは次のような発言に端的に示されている。「日本学生が近年野球戯に於て長足の進歩を成し国外に迄名を売ったに拘らず一方に於て非難攻撃を蒙った所以のものは彼等が單に野球戯の半面のみ学んで他の重要なる半面を閑却した為だらうと思ふ。」²¹⁾ それがまた偶々来日したスタンフォード大学総長デビット・スター・ジョルダン博士によっても同様のことがいわれている。「凡て其種類の何たるを問はず運動遊戯には亦多小の弊害が随伴する、従って適宜に其を管理する必要が起って来るのである。……要するに弊害を認めたら其を除去することに全力を尽す可し、飽迄商売人的たることを避けて学生風たらしむべし、若し日本（ママ）の学校に適当な管理支配人の方法が確立して居ぬならば当事者は速に夫れを定めて励行す可きである。（中略）余り一事に熱申し過ぎるから勢ひ勝敗のみ眼中に置いて運動戯の精神を没却するようになる」²²⁾ と述べていることは、「管理方式」の確立の必要と「スポーツマンシップ」の強調であり、これが2人の米人からいわれていることは興味深い。ともあれ、こ

のようにして指摘されている点は、まさに近代スポーツ（野球）の本質理解からする野球の弊害の批判である。これが第3の型として抽出できる論理である。この立場は、最も精力的に反論を展開している安部磯雄によっても同様にとられている。彼は「野球の如き勇壮活潑なる運動を自由にやらせて置いて、同時にこれを善に指導してやってこそ監督の真価が現はれるといふものだ」²³⁾ という。積極論者は多くこの立場をとっている。そして、「中学校長等の意見は中には随分傾聴に値すべきもあるが、大体が固陋で臆病である。学校教師が生徒の間に交って監督する様のこともせず、只野球は弊ありと云ふが如きは学校が知徳体育以外に更に大なる人間の教育所なりといふ新思想を没却せるもので、野球の議論上に新旧想の衝突を明確に見ることが出来る」²⁴⁾ と述べていることは、これら積極論者の「新思想」の自負を物語るものであるが、これがこの「野球害毒論」の中核的部分を構成するものとなっているのである。

以上のように分析することによって明らかになることは、「野球害毒論」における対極的位置を構成するものは、第1の立場と第3の立場であるということである。しかし、さらに考察するならば、第3の立場は第2の立場に対してもまた批判的な側面をもっているということである。そこで、次にこの論争の中核的部分、争点の所在を明確にし、そこでの価値観の対立の様相を考察することにしよう。

- 1) 東京朝日新聞、明治44年9月19日98校の回答について次のような分類を行なっている。

利害共に在り其比較程度不明	11
{ 害ありて利なし 弊害利より更に大なり	9
	64
{ 利ある者 利害を認めず	7
	3

- 2) 同 上、明治44年9月1日 中村安太郎（静岡中学校長）
 3) 同 上、明治44年9月16日 三好愛吉（第二高等学校長）
 4) 同 上、明治44年9月17日 池原康造（新潟医学専門学校長）
 5) 同 上、明治44年9月10日 中野文学士（早稲田中学幹事）

- 6) 同 上, 明治44年9月6日 寺尾熊三 (都留中学校長)
- 7) 同 上, 明治44年9月18日 江口俊博 (忠海中学校長)
- 8) 同 上, 明治44年8月20日。
- 9) 同 上, 明治44年8月21日。
- 10) 一高の野球が、学生の内面において如何に「武士的モラル」と結合していたか、またそれに対立する要素が生長しつつあったか (明治27, 8年から明治41年頃の間における) については、拙稿「明治時代における運動の価値論の一考察」〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕 (『体育学研究』 Vol. 5, No. 2, No. 3, No. 4, 昭和36年3月, 8月所収) を参照されたい。

江原素六は「一体昔は『侍』といふ礼義の正しい、特別の階級計りが学問したのであるから、別に監督も要せなかったが、今日は学問するのがコンモンで、種々の社会を包容して居るから、昔より一層の監督を要するは勿論でしょう」と語っている。(読売新聞, 明治44年9月22日) これは、武士的モラルの現実的規制力の退化および「武士的人間像」の理想像としての斜陽化を学生の出身階層別構成の変化の面から指摘しているものであって、これを世代論としてみれば、旧世代 (第1の型に属する論者) と新世代 (批判の対象となっている学生) との断層を示すものとみることが出来る。そして、この談話は第1の型の論理はまさにその世代の倫理観に支えられているということを裏付けているとみられよう。

- 11) 大和球士『野球五十年』昭和34年参照。
- 12) 竹之下休蔵『体育五十年』昭和25年。「野球有害論の当否はともかくとして、学生スポーツとしての野球が新しい段階に入りはじめたことを示唆するものと言えよう」(87ページ)
- 13) 東京朝日新聞, 明治44年9月6日 寺尾熊三。
- 14) 同 上, 明治44年9月12日 古瀬安俊 (文部省学校衛生係嘱託)
- 15) 同 上, 明治44年9月1日 中村安太郎。
- 16) 同 上, 明治44年9月7日 加納子爵 (日本体育会長)
- 17) 読売新聞, 明治44年9月20日 永井道明 (東京高等師範学校教授)
- 18) 東京朝日新聞 明治44年9月6日 松見 (順天中学校長)
- 19) 同 上, 明治44年9月18日 江口俊博
- 20) 同 上, 明治44年9月11日 金子魁一 (東大医科整形外科医局長)
- 21) 同 上, 明治44年9月3日 米人某。
- 22) 同 上, 明治44年9月11日 ジョルダン博士。
- 23) 東京日日新聞, 明治44年9月10日 安部磯雄。
- 24) 同 上, 明治44年9月17日 鎌田 (慶応義塾塾長)

Ⅳ 教育観の相剋

前節においては、この「野球害毒論」の展開過程で、野球そのものに対する否定論は少数派であって、大部分は決して野球を排斥する態度はとっていないことが、そして野球の弊害問題に対しては野球の積極的肯定論者もふくめてほとんどがその除去の必要を認めていたことを指摘し、そこでの野球に随伴する弊害批判の論理を分析し、3つの主要な類型を抽出した。

そこでは、事実問題としての「弊害」の発生と進行については、その認識の内容の相違にもかかわらず、一致していながらも、なおかつ教育の立場から野球を消極的 (negative) にしか評価しないか、またその反対に積極的に評価しようとするのか、という対立する態度を形成させているのが見出される。それは、どのような要因によって規定されているのかが問題なのである。いま、この点を解明していくために、まずこの論争で最も厳しい批判の対象となったものを具体的にみとめる必要がある。それは、単に「弊害」の諸事実が批判の対象であったにとどまらず、弊害の根源的なものとしての「私学」批判の側面をも強くしていたのである。

「入場料徴収」、「外国遠征」などにみられる事態を目して「野球の興行化」という批判を非常に厳しくしていた東京朝日のあげている内容についてみると、第1にその入場料を徴収したり、外国へ遠征していたのは、早稲田や慶応であったし、¹⁾ 第2に野球を「学校広告」として利用していると非難されたのは、早稲田、慶応を代表とする私学であった。²⁾ だから、ある場合には「……其弊害を助長したものは誰であるかといふに第一に早稲田や慶応の如き私立大学を数へねばならぬ」³⁾ というようにいわれているのである。

このような私学に対する論難が、私学の当時者を大いに刺激し、こぞって反論の陣形を敷かせることになったのである。こうして、いわゆる「野球害毒論」は、私学側に対しては〈挑戦〉された論戦とうけとられざるを

得なかったし、論戦は、実に「官学」対「私学」という対立抗争の様相を呈していた。当時東京朝日とともに声価を有した「万朝報」の社説の指摘するところをみよう。それは「東京朝日新聞が野球の悪弊を指摘したるが爲めに物議騒然として野球関係者の間に起り、今猶其の如何に決着するやを知るべからざるが如くなるハ——に東京朝日新聞の社会に対する勢力を見るべく、又其事が我野球界に対し頗る時を得た警告なることを知るべし、吾人ハ此点に於て東京朝日新聞の勞を多とす。然れども今の我が社会における野球の真意義に至りてハ、其事直接の利弊得喪より以上に深きもの有るべし。何ぞや、官学に対する私学の生存競争なり」⁴⁾と論じている。

この「官学」と「私学」の対立というように現象的にはみられる面が存在したことは確かだが、しかしそれは掘り下げてみると、必ずしも図式通りではなくて、そこでの代表者によって表明された思想的なものの異和感が存在したとみることの方が正確であるといえよう。そして、論者がいずれの立場を支持するかは、官学にあるか私学にあるかということによって全面的に規定されているものではないのである。

だが、少なくとも早稲田、慶応、明治の各大学の当事者に関する限り、あたかも共同戦線をはっているかのように、その所論には共通するところが多かった。それらを通じてみると、(1) 教育観、(2) スポーツ観の2点において明らかに対立していることがみられる。次にその2点についてそれぞれみてみよう。

〔I〕 鎌田慶応義塾塾長は次のようにいう。「偏狭なる一部の教育家は世界の大勢を達観するの明識なく徒に絞切型の教育を施し何でも詰込みさえすれば宜いものの様に誤解して居るのは実に寒心の至りである 然して之は独り教育家のみならず文部当局の一部にも尠からぬ頑迷党が蟠って居るから先づ此根本に向って一大斧鉞を下し偏狭な教育家の眼を開かなければならぬ」⁵⁾ここで偏狭な教育家や文部当局の頑迷党といわれるものの代表的見解をみてみなければならぬ。そこで少し長くなるが文部省の田所普通学務局長の発言を引用すると、それは「野球が中学師範学校の運動として適しているか居ないかの問題は先づ日本の学制が如何なるものであるか

を研究して掛らねばならぬ。日本の学制は独逸流で中学程度なら一週三十時より三十二時の授業をする。而して其中には語学が幾時間、漢文が幾時間、数学が幾時間と地理、歴史、体操、作文まで一週間の授業時間が整然と定めてあって生徒には更に時間の余裕も体力の余裕もない仕組に出来て居る。斯の如く規則正しくして智育体育徳育の三を完全に行って行かうと云ふのが独逸流で日本目下の学制である。(中略) 一体英米は運動本位の学制で、学科は多く午前中のみで午後は運動に費すことになって居る。英国なら蹴球、米國なら野球と云ふ風に、此等運動が英米では体育であり徳育であって、其為め体操は課して居ない。学科本位の独逸流と運動本位の英米流と孰れが宜しいかと云ふ問題は別として、独逸流の学制を採用して居る日本に運動本位の英米風が適していないのは明かである⁶⁾としている。これに対して、早大高田学長は「早稲田は初めから英国式教育制度を採って居る。と云って教課目は強制して居るが体育の方面は全く学生の赴くが儘に自由放任主義を採って居る⁷⁾」と語っているのである。前者のドイツ式教育制度をとる立場からは「日本に英米の如く修養裝飾の為に学問するものは少く職業を得る為に学問をする者が多いのだから父兄は学科の妨になる様な子弟の運動は禁止しなくてはならぬ」とするのに対して、後者では、「運動は教課と共に学校教育の必要条件である。体育をば智育の下に位さしてはならぬ。英国あたりでは可成的に教課を軽くし常に健全なる身体と精神とを保持させ充分奮闘の余力を養はせて社会に出す。故に彼等卒業生は社会に出てから初めて深奥なる研究もし不撓の精力を以て活動に興味を持つやうになる」という。この点に関して安部磯雄も「全体野球を排斥する教育家の中には旧思想の人が多い。彼等は口にこそ知、徳、体の三育を唱へて居るけれども、実際は旧式の知育万能論者だ⁸⁾」ときめつけ、そして、「知育万能主義論者は同時に学校万能主義論者である。彼等が学校を以て唯一の修学場と考へて居るのは実に狭隘なる意見である。吾人の考ふる所に拠れば人間は生涯を通じて勉学すべきもので、大学教育と雖も吾人修学の第一歩たるに過ぎない⁹⁾」みる。

以上のように考察してみると、明らかに「教育制度」理念に内包される

「学校」概念の相違が見出されるのである。すなわち、この学校概念の如何によって、学生の自発的活動の位置づけられ方もことになってくるのである。知・体・徳の教育の領域を完全に行なうというよう制度的に包括される場合には学生・生徒の自発的活動の余地は狭められざるを得ないし、それに対して教育の過程により多く意義を見出そうとする場合には、多く学生・生徒の自己形成のための自発的活動の機会が考えられなければならないのである。このようにみるならば、野球に対して消極的態度をとるか積極的態度をとるかという、態度形成の一つの分岐点になっているのが、この学校の社会的機能の認識の問題があることに注目しなければならないのである。明治大学の鶴沢総明は、「……どうも官学一つで決して足りるものではない。本来の教育といふものは、政府が唯後見人となってやるやうな、指図的のものでなくして、吾々国民が自発的に教育されて行くといふやうな、私学の制度の方が必要ではないかと思ふのである」¹⁰⁾ というが、それは国家の教育制度批判になっている。さきに引用した「万朝報」に続けて次のように述べていた。「我が政府が立憲政治の初期の頃より、国民——殊に次代国民——の思想を国家主義に統一せんことを欲し、先づ帝国大学の学風を独逸風として漸次これを其以下に及ぼし、一方に中学以上の私立学校に対し種々の不便を与へ種々の圧迫を加へたるハ今も猶ほ其余弊の甚だ少からざるを見る。爾無きだに官尊民卑の流弊ありて滔々たる世人が私学よりも官学を尊重せんとする傾向を有するに於て、若し私立の中大学が独立を全うし生存を継続せんと欲せば勢ひ野球の如き、——ハ世界的の風潮に合し——ハ青少年の嗜好に投ず可き運動遊戯を採用し、盛んに之を行ふこと誠に止むを得ざるなり (中略) 今日以後の風波荒き世界と角逐せんにハ我が日本ハ偉大なる奔放不羈の人物を養成することを急務とす。此急務に応ずるハ重箱に詰めたる如き官府の教育のみに期待すべからず、別に私学を盛にして、教育の方針の中に、官府も之を奈何ともする能はざる底の一種奔放不羈なる所あらしめ、殊に之をして野球の如き雄大なる運動を奨励せしむるが如きハ最も時弊を救ひ時急に応ずる者たるべし」と。

かくして、ドイツ式教育制度および英米式教育制度の外観において真に

対立しているのではなくて、その実質内容ともみるべき、それが抱く教育理念、形成を企図する人間像の把握に根本的な対立があるのである。そこから、さきのような学校の社会的機能の概念の認識の相違も生まれてきているとみられよう。このように「野球害毒論」の一つの争点は教育観の相剋にみられるのである。それは、たしかに実態とはかならずしも相即しない面をもっていたかも知れない。しかし、私学に対する批判が厳しかっただけに、野球の擁護論が、そもそもの教育の在り方の問題にまでさかのぼって論じられ、官学中心的傾向が払拭しきれない状況における国家主義的教育批判にまで及んで私学の「存在」を主張しているのである。それらの立場は概ね自由主義的教育思想に立っていたと考えられる。そこにより多く英米の制度との親切感をも覚えさせるものがあつたのは当然のことといえよう。¹¹⁾

〔Ⅱ〕次に第2のスポーツ観、直接的には野球観の面についてみよう。前述したところは、野球の弊害を論ずる際に、教育にとって野球はプラスなのかマイナスなのかという発想をしたのであるのが、それが教育そのものの認識如何にかかわっていたところから根本問題として論争されたことをあげた。とすると、いま一つ重要な点は、野球（あるいはスポーツ）の価値をどのようにとらえているのかということである。

さきの田所普通学務局長の言によると「今日の柔軟体操兵式体操は勿論剣道柔道も正科とすることが出来、体育は既に十分だ」¹²⁾とされる。この立場からすれば野球のような「遊戯」を「体育」という概念でしかとらえようとしなないわけである。この点が、反論する側から衝かれるのである。「彼等は運動と云ふことを唯体育とばかりに解し何故に吾々が運動、殊に競技的運動をやるかと云ふ此理由を唯体育上——畢竟身体が丈夫になると云ふ上からのみ見て居るのだ斯る謬見が我教育界に存するのは実に重大事件と云はねばならぬ」¹³⁾ というのがその一つである。田所局長の「体育」概念が、身体形成に限局しようとするものであるかどうかは分明ではない。しかし、当時教育者の多くにそのような理解があつたことはたしかである。ここにその体育の概念に対する激しい反発をよび起こすことに

なる。これは第3節で分析したことに対応している。

安部磯雄は「若し天下の学生が悉くサンドーの鉄啞鈴で満足するならば保守的教育家は万才を唱へるかも知れないが、如何に害毒がないかと言うて、今日の学生がサンドーの鉄啞鈴や兵式体操で満足するものでないことは如何なる非野球論者でも承認するであらう。興味の薄い運動は害毒が少い代りに広く行はれない。これは運動の原則であるといふことを先保守論者に記憶してもらひたいのである。圧制的にやればこそ中学生などは神妙に兵式体操をやっているけれども、自ら進んでこれを唯一の運動法としている学生は極めて稀であらうと思ふ」¹⁴⁾と厳しく批判している。さきの体育概念の内実をなすのは、鉄啞鈴や兵式体操である。だからこそ、それが如何に興味のないものかということ指摘されるのである。だから、このような批判者の側には学生・生徒の「心理」を重視する考え方があるのであり、それが論争進歩性を付与しているのである。

したがって野球に代表されるスポーツの理解は、上述の意味での「体育」の範疇からはみでることになる。安部は「競技運動には体育といふことと娯楽といふこととの二要素があつて、何れが主であり何れが従であるといふことは言へない」¹⁵⁾と続けて説いている。そして、このようにして「娯楽」の要素をも教育の範疇に入れようとする積極性を示すのである。人間は何等かの娯楽なくしてはすまないのだから、なるべく健全な娯楽を提供するということを教育者は考えていかなければならないとする立場である。

このようなスポーツ理解が、弊害のための論理としては留保をつけさせる。それは、興味というものを本質とする「娯楽」は、この興味に制限がないためにしばしば弊害を伴うのであるから、その管理(安部の言葉では「監督」)を必要とする、というのがそれである。

また、この娯楽性の教育的効果を強調する。「過激の言葉のやうであるが、実際遊戯なんと云ふものは、無我夢中になって、勉強も何も出来ない程夢中になる遊戯でなければ連も駄目である。それに依つて学生の精神修養も出来る。国民全体の修養も出来、さうして熱烈な趣味を有っている遊

戯でなければ到底趣味と言ふものを人に起すことは出来ないと思ふ。教育の大問題と云ふのは何であるかと言へば人の趣味を高尙にすると云ふことが眼目だと思ふ。」¹⁶⁾

こうして、さきにみた自由主義的教育観と結合しているスポーツ観が見出されるのであるが、ここに逆説的表現をかりてそれを表明しているのである。それと同時に、この立場からするスポーツの本質論は、スポーツ活動における「技術追求的性格」を捉えている。すなわち、「如何なる運動家でも単に体育といふことだけで満足することは出来ない。彼等は何れも其技術に上達したいといふ熱烈なる希望を起すのである。……斯くして彼は身体を錬ると共に、茲に有力なる趣味と娯楽を見出すことが出来る」¹⁷⁾ という。このように、スポーツの技術追求的性格が本質的に自発活動であることは当然のことであるが、この点でも「学校」概念の検討の際に指摘したと対応しているのである。ここに、やはり「近代スポーツ」の理解が可能となっている認識を明確にみるができるように思う。安部磯雄の所論を中心として考察して来たが、このような認識は彼のみにとどまるものでなく、積極論には多かれ少なかれ抱かれていたものである。そして、今一つ興味深いことは、世界の体育の動向がこの認識に一致し、それを強める方向にあったことである。乙竹岩造は、1905年にベルギーで開かれた青年体育に関する万国会議に出席した経験に鑑み「当時の委員の与論と云ひ、又其会の決議と云ひ、俱に体育の方法として、遊戯を重ずることに一致した、是れは最近に於ける青年教育上の一新傾向を代表せる思潮と見ることが出来る。現に其後独仏蘭白伊のやうに従来余り多く野外遊戯の行われなかつた国々に於て、青年教育に大奨励をする様になった。是れは吾人教育家の参考に資すべき現象である」¹⁸⁾ と語っている。体育の専門家として永井道明は次のようにいう。「……諸外国に於ては今日二十世紀の文明に應ぜんが為に、個人、団体又は自治団体の政策としても、国民の体育を進めることに於て多大の労力、多大の金を費して居る、我日本に於ては如何なる遊戯的組織が立って居るか、慰安的の政策が行はれて居るか、実に雲泥の差で殆ど彼の足許にも寄りつくことが出来ないのである」¹⁹⁾

と。

以上のように考察するとき、「学制」の中で展開してきた体育の状況に即してうけとられてきた「体育」の概念は、一方において、「学制」のアウトサイダー的存在として発展してきた学生のスポーツ活動の意味を包摂しきれないでいる時点にさしかかっていたことが明らかになるとともに、スポーツの発展がとりわけ私学にみられるような——に限られない——自由主義的教育思想の雰囲気の中で育てられていたことが見出されるのである。一方、学生スポーツの発展がみられるにともなって弊害が発生し、「管理」体制の確立を要請されている段階に到達していたといえるのである。このような問題状況が、「野球害毒論」を契機として繰りひろげられているのである。それはまた、体育の新しい世界的動向を参照しながら、自らの「体育」概念を再編していかなければならない時期にさしかかっていたこともみられるのである。

- 1) わが国における最初の入場料徴収は、明治40年に慶大がハワイのセントルイス球団を招いた時、その費用を得るために入場料をとったのがそれである。（大和球士，前掲書）また早大が初のアメリカ遠征を最初に試みたのは明治37年であった。（弓館小鱈，前掲書，252ページ）
- 2) 東京朝日新聞，明治44年8月21日「抑私立学校は何故に野球を奨励するのか，云ふまでもなく学校広告である。」
- 3) 同上，明治44年9月9日 菊地謙次郎（水戸中学校長主務取扱）
- 4) 万朝報，明治44年9月16日。
- 5) 国民新聞，明治44年9月8日。
- 6) 東京朝日新聞，明治44年8月31日。
- 7) 東京日日新聞，明治44年9月9日。
- 8) 同上，明治44年9月9日。
- 9) 同上，明治44年9月15日。
- 10) 読売新聞，明治44年9月20日。
- 11) ドイツ式学制，英米式学制ということをあまり公式的にとらえることは誤りである。しかし，教育における体育の位置づけをみていく上では有効であるし，また日本の学制の歴史を検討していく上では必要な概念であると思う。
- 12) 東京朝日新聞，昭和44年8月31日。
- 13) 読売新聞，明治44年9月20日。
- 14) 東京日日新聞，明治44年9月9日。

- 15) 同上，明治44年9月10日。
- 16) 読売新聞，明治44年9月20日 安部磯雄（早稲田大学教授）
- 17) 東京日日新聞，明治44年9月13日。
- 18) 読売新聞，明治44年9月16日 乙竹岩造（東京高等師範学校教授）
- 19) 同上，明治44年9月20日。

V 結 語

以上，いわゆる「野球害毒論」をとりあげて若干の検討を試みた。なお，論及すべき点も多いと思われるが，一応この小論においては，わが国における近代スポーツの受容という視点から分析してみたのである。その結果野球否定論者，消極論にまつわる倫理観，教育観との対立を通じて，はじめて近代スポーツの本質的理解，受容に接近する道が開かれてきているようにみられた。一高時代の野球が，早慶時代に交代することは，覇権の移動ということだけではなく，その野球に対する対応の仕方にも異なったものがあることを示しているのである。

この明治44年の「野球害毒論」から間もなくして，大正4年に中等学校の第1回全国優勝野球大会が開かれた。それは，この論争を通じてみるとき意外の感をうけることはない。野球のその後の運命は，この論争においてすでに占われていたのである。¹⁾

1) 中山京都二中校長は次のように述べている。「我輩の考へでは野球は学生趣味であつて学校が許してよい趣味であると解して居る。世間ではソラ色々に解釈して野球は部分的なものであるとか 体育奨励には不都合なものぢやといふが此の中山は中山だけの意見でやり通す考へでヤレ体育ぢや何んてソんな野暮はいはぬ」(大阪朝日新聞，明治44年9月24日)

<付記> 引用はかな使いは原文のままとした。漢字は出来るだけ当用漢字をあてたが(ママ)は原文のままを示す。